

# 「議会改革」の概要

## 1. 議員定数の削減

・次の一般選挙（平成25年9月1日投開票の市議会議員選挙）から、定数を2名削減し、18名へ。

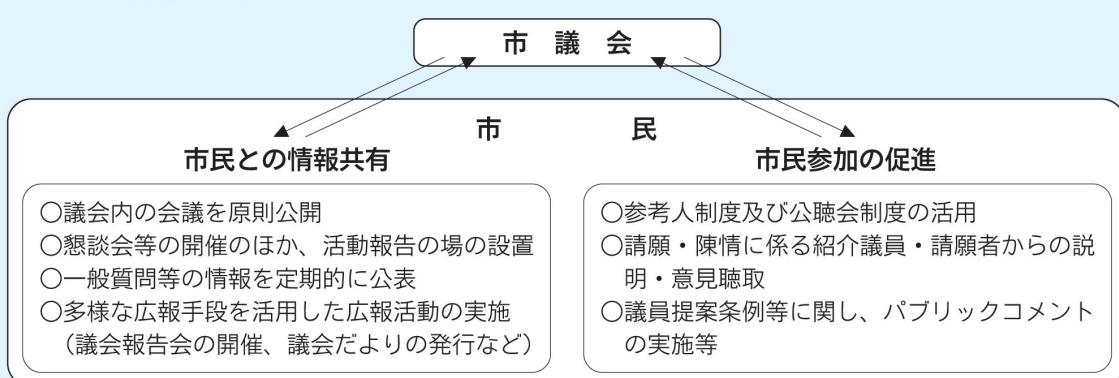
## 2. 政務活動費の使途状況の公開等

政務活動の範囲を拡大（北方領土対策活動や要請・陳情活動などを新設）し、政務活動費の議員一人当たりの年額を「10万円」から「24万円」へ増額するとともに、使途の透明性確保や適正運用を期するため、使途状況の公表の実施と閲覧を可能に。

## 3. 議会基本条例の制定

議会基本条例とは、議会の基本理念や基本方針など、議会に関する基本的事項を定める議会運営の最高規範です。議会基本条例で定める主な内容は下記のとおり。

### (1) 市民と議会の関係



### (2) 行政と議会の関係

#### ●「一問一答方式」及び「反問権」の導入

本会議等の質疑において、論点や争点を明確にするため、一問一答方式及び市長等から議員への反問権（逆質問）を導入。

#### ●政策提案の説明要求

市長等が議会に対し重要な政策・計画・事業等を提案するときは、審議に必要な情報として、背景・効果のほか、実施にあたっての財源や将来にわたっての費用などについて、市長等に説明を求める。

#### ●採択請願への対応

市民の市政等への要望や意見を、法律の定めにしたがって議会に提出いただく請願について、議会が採択した請願のうち、市の事務に関わるものについては、市長等が実現に努めるとともに、対応の経過等を議会へ報告。

### (3) 議会の組織体制等

#### ●議員間討論の活性化

議員間での討論を活性化し、意見集約された内容については、政策提言や議員提案条例の制定を目指す。

#### ●通年議会の導入

これまでには年4回の定例会と臨時会が開催されていましたが、本年9月からは定例会を年1回とし、会期を通年へ。

（これにより議長の権限で緊急議会を開催し、緊急の行政課題等にも対応できるようになります。なお、これまで定例的に開催していた9月・12月・3月・6月の議会については、通年議会の中で定例月議会として開催します。）